2　救護個体から収集する化学物質等による汚染や感染症に関する標準的な情報項目を整理し、環境のモニタリングに活用するとともに、全国的な環境の状況把握を行い、必要に応じて対策を講じるものとする。また、傷病鳥獣への対応を通じ、人と鳥獣との適切な関わり方について普及啓発を行うものとする。

さらに、傷病鳥獣として救護される鳥獣は、感染症に感染しているおそれがあることから、救護に携わる者は防疫に努めるとともに、既に収容している鳥獣への感染拡大を防止するために、検疫等の措置を採ることも重要である。

3　油等による汚染に伴う水鳥の救護について、「1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」（平成18年12月８日閣議決定）等を踏まえ、救護手法の研修、文献又は知見の収集・整理、普及啓発等に努めるものとする。

4　傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション、野生復帰等については、関係行政機関、民間団体等の各主体が連携・協力して体制の整備を図り、特に、大規模な油汚染事故等複数の都道府県にまたがって大量の傷病鳥獣が発生した場合には、情報の収集、提供等により関係行政機関や関係団体等による救護活動が円滑に実施されるような措置とともに、連絡体制の整備や関係者への研修を行うものとする。

第八　鳥獣への安易な餌付けの防止

鳥獣への安易な餌付けは、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等による人身被害、農作物被害、個体間の接触が進むことによる感染症の拡大、餌付けを行った者による感染症の伝播等の誘因となり、生態系や鳥獣の保護及び管理への影響を生じさせるおそれがある。

このため、国及び都道府県は希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な事例を除き、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣被害の発生状況を踏まえて、鳥獣への安易な餌付けの防止についての普及啓発等に積極的に取り組むものとする。また、鳥獣を観光等に利用するための餌付けについても、鳥獣の生息状況への影響が最小限となるよう、また、鳥獣被害、感染症の拡大又は伝播の誘因となることがないように十分配慮するものとする。

希少鳥獣の保護のために行われる給餌についても、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながらないように十分な配慮を行うものとする。

さらに、不適切な生ごみの処理や未収穫作物の放置は、結果として鳥獣への餌付けにつながり、鳥獣による生活環境や農林水産業等への被害の誘因にもなることから、安易な餌付けが行われることのないよう、鳥獣の生息状況を踏まえながら地域社会等での普及啓発等にも努めるものとする。

第九　国際的取組の推進

国境を越えた長距離の移動を行う渡り鳥及びその生息地の保全を図るため、国は、二国間の渡り鳥保護に関する条約・協定等及び東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップの枠組みに基づき、関係国等と連携・協力しつつ、国際的取組の推進を図るものとする。

第十　感染症への対応

高病原性鳥インフルエンザについては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」に基づくサーベイランスを実施しており、平成22年度には、全国における発生が確認された。また、同年度に口蹄疫が発生し、口蹄疫に感染し得るシカ、イノシシ等への対応についても課題とされている。

このような野生鳥獣が感染又は伝播し得る感染症については、希少鳥獣を始めとした鳥獣への影響に加え、人又は家畜への感染のおそれ等による社会的・経済的影響も大きいことから、国及び都道府県鳥獣行政部局は、公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政等の担当部局と連携し、鳥獣における発生状況等に関する情報収集に努め、必要に応じて鳥獣への感染状況等に関する調査又は感染防止対策等を実施するものとする。

また、鳥獣行政部局は鳥獣に関する専門的な知見をもって、国民及び地域住民に対して、野生鳥獣が感染し、人、家畜等に伝播する可能性のある感染症についての適切な理解を促し、社会的不安の発生を予防するとともに、公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政の担当部局に野鳥の生態等に関する情報を提供することにより、人における感染症の発生予防に資するものとする。

第十一　関係主体の役割の明確化と連携

1　関係主体ごとの役割

鳥獣保護管理事業の実施に当たっては、関係主体は以下の点に留意し、それぞれの役割を果たすものとする。

⑴　国の役割

国は、関係省庁間の連携を強化しつつ、法、基本指針等により、国全体としての鳥獣行政の方向性について示すとともに、これに沿った取組を促進するものとする。

具体的には、国際的、全国的な鳥獣の保護及び管理の見地から、鳥獣保護区の指定及び適切な管理、鳥獣の保護及び管理に資する調査、捕獲等に係る技術開発及び普及、希少鳥獣保護計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく希少鳥獣の保護及び管理の実施、渡り鳥保護等のための国際協力及び人材の育成を行うとともに、鳥獣の保護及び管理の計画的な推進を図る。特に、広域の鳥獣の保護及び管理については、国と都道府県が連携して広域指針の作成に努める。また、市町村等の地域的な鳥獣の保護及び管理の充実に対して都道府県とも連携しながら技術的な支援等に努めるものとする。

⑵　地方公共団体の役割

ア　都道府県

都道府県は、国の施策と連携しつつ、地域の実情を踏まえ、鳥獣保護管理事業計画や特定計画の作成により鳥獣の保護及び管理の基本的な枠組みを構築し、関係行政部局間の連携を強化して施策を実施するものとする。

具体的には、地域の鳥獣の保護及び管理の見地から、鳥獣保護区の指定、鳥獣の生息状況の把握、関連する技術の開発、鳥獣保護管理員の資質向上を含めた人材の育成並びに鳥獣保護管理事業を行う市町村等が主体となって取り組む地域的な鳥獣の保護及び管理に対して必要な情報提供や支援を行うものとする。

特に、当該都道府県内における鳥獣の生息状況や被害状況等を勘案して、必要と認められるときは、当該鳥獣を対象とする第二種特定鳥獣管理計画を作成し、当該鳥獣の管理の目標を設定して、当該都道府県内において、各主体が実施する当該鳥獣の捕獲全体の調整を行うとともに、必要に応じて目標達成のために必要な捕獲を主体的に実施することとする。さらに、各主体が実施した捕獲情報を収集するとともに、実施状況をモニタリングし、その結果を踏まえ計画を順応的に見直すものとする。なお、都道府県は、当該都道府県内における保護又は管理すべき鳥獣について、必要に応じて、捕獲数、生息状況及び被害状況等の情報を収集し、国に提供する等、国の施策との連携・協力に努めるものとする。

さらに、鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が作成する被害防止計画が鳥獣保護管理事業計画及び特定計画との整合が取れたものであるかを確認するとともに、必要に応じて特定計画の作成又は変更を行う等、市町村との連携に一層努めるものとする。

イ　市町村

近年、鳥獣の捕獲許可の権限を都道府県から委譲される等、鳥獣の保護及び管理を実施する上での市町村の役割が増大しており、また、都道府県知事が定める特定計画の実施に当たって適切な役割を果たすことが期待されている。